

産業構造審議会保安分科会電力安全小委員会風力発電設備構造強度ワーキンググループ
(第3回)－議事録

日時：平成25年3月6日（水曜日）15時～16時

場所：経済産業省別館5階513号会議室

議題：

1. 第2回風力発電設備構造強度ワーキンググループ（1／17）における主な委員コメント
2. 前回の審議未了事項及び委員指摘事項について
3. 各国における風力発電の構造強度等に係る規制について
4. 風力設備構造強度ワーキンググループ報告書（案）について

議事内容

○村上電力安全課長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから第3回風力発電設備構造強度ワーキングを開催いたします。本日は、御多用の中、御出席をいただきましてありがとうございます。

本日は、委員6名中5名の御出席をいただいておりますので、ワーキングの定足数は満たしております。

続きまして、配付資料の確認をいたします。配付資料一覧がございますが、資料は資料1から4-2まででございます。もし過不足がございましたら、審議中でも構いませんので、挙手をしてお知らせいただきたいと思います。

以降の進行を勝呂座長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

○勝呂座長 ありがとうございます。それでは、議事に入ろうと思います。

資料に従いまして、まず資料の1番目と2番目を事務局から通して説明していただいて、それから質疑応答ということにしたいと思います。

それで、まず第一の資料1に基づいて、1月17日の第2回風力発電設備構造強度ワーキンググループにおける主な委員のコメントの紹介をお願いします。

○飯田補佐 それでは、お手元の資料1をごらんいただければと思います。こちらの資料は、前回、第2回のときに委員の皆様からコメントをいただいたものを簡単にまとめたものでございまして、大きく4点ございました。

まず最初の1点目、石原委員からのコメントでございますけれども、用語の問題としまして、「タワー」というものは鋼構造しかあらわさず、基礎部分は入らないので、それらを代表する用語を使用していただきたいというコメントでございまして、こちらにつきましては、「タワー」と「基礎」の両方を表現する用語としまして「支持物」という用語で統一させていただいております。

それから2点目、同じく石原委員からのコメントでございますが、建築基準法における指定性能評価機関の審査におきましては、風力発電設備における設備の寿命を考慮しておりますが、今回の審査一本化後の扱いにつきまして整理をしていただきたいというコメントがございました。こちらにつきましては、御指摘のとおり、土木学会指針におきましては、いわゆる設計・供用期間は20年間とされておりまして、そうした点につきまして、今後の一本化後の作業保安監督部における審査をする際の審査マニュアルを策定する際に、審査の考慮要素ということで扱いたいというふうに検討したいと思っております。

それから3点目、同じく石原委員からのコメントでございます。審査顧問会、仮称でございますけれども、この運営基準や顧問の選定ルールを整理していただきたいということでございまして、こちらにつきましては、資料2のほうで改めて御説明させていただきたいと思います。

それから、4点目は坂本委員からのコメントでございまして、風力発電設備が電気工作物でなくなった後の取り扱いについて、廃棄物処理法に抵触することはないのかということでございますが、こちら、同じく資料2で御説明したいと思います。

続きまして、資料2をごらんいただければと思います。こちらは第2回、前回のときの審議未了事項、それから前回の委員の指摘事項をまとめた資料でございまして、2ページ目をごらんいただければと思うのですが、まず一つ目としましては、昇降機に係る基準の扱いということで積み残しがあつたのですが、こちらにつきましては、前回もお示ししておりますけれども、国土交通省のほうで、過去5年間におきまして、建築基準法に基づく昇降機の要求事項につきまして、実際に建築確認の審査実績のある特定行政庁にその実績を御確認いただいたところ、もともと建築基準法の規定では「乗用エレベーターまたはエスカレーターで観光のためのもの」という要求事項になっておるのですが、そうした観点からの審査はされておらず、適用対象外として行われていたという審査実績を確認いただいております。

そうした点を踏まえまして、改めて国土交通省の中で、この取り扱いの実態を踏まえて御検討いただきました結果、風力発電設備に設置される点検用の昇降機（エレベーター）につきましては、建築基準法の適用対象外であるということでございます。

したがって、私どもの電気事業法でも、そうした規制はございませんので、建築基準法、電気事業法、両方とも規制がかかっていないということです。同等性を担保することは要しないのかなというふうに思っております。

それから、3ページ目のところでございます。風力発電設備が電気工作物でなくなった後の取り扱いについて、これは廃棄物処理法との関係ということでございますが、廃棄物処理法の位置づけの解説などを読みますと、まず廃棄物というところの定義についてですが、中ほどに書いておりますけれども、占有者がみずから利用し、あるいは他人に有償で売却することができないために不要になったものを言い、廃棄物に該当するか否かは、その物の性状なり排出の状況、あるいは取引価値の有無であるとか占有者の意思など、そうしたものを総合的に勘案すべきものであるということでありまして、排出された時点で、

客観的に廃棄物として観念できるものではないとされているということでもあります。したがって、電気工作物ではなくなったという風力発電設備があったとしても、それが廃棄物処理法上の廃棄物に該当するかというのは、一概には断定できないというのが、まずございます。

それから、ただし書きのところに書かせていただいておりますけれども、別の制度、別の法令上の規制があつて、廃棄物処理法上の処理と同等以上の処理基準が課されているというものがありましたら、廃棄物処理法に先行しまして、そうした特別の基準によって処理がなされることになるということで、別の法令上でそうした扱いがあれば、それが優先されるという扱いになっているところでございます。

それから、最後の4ページのところでございます。審査顧問会の運営基準や顧問の選定ルールについてというところでございまして、前回でも御紹介させていただいておりますけれども、私どもの中に、電気事業法の中で環境アセスについての御意見を聞く場として、環境審査顧問会というものを設置して実際に運営しておりますけれども、そうした運営の内容を参考に今般の風力発電についての審査顧問会の扱いを、詳細を検討していきたいと思っております。

それで、御参考までに資料として別紙1、別紙2、この環境アセスのほうの審査顧問会における運営要領などをお配りしております。簡単にこの内容を御紹介させていただきますと、まず別紙1のほうとしまして、環境審査要領ということで、実際に審査の実施方法、いわゆる審査のルールであるとか、それから顧問会の体制といいましょうか、審査の体制そのものですが、それをこの審査要領で書いてございます、特に2ページ以降、2.の「環境審査顧問会」というところで書いておりますが、専門的見地から意見を述べていただく方々が顧問であるとか、あと人数であるとか、あるいは3ページにありますけれども、調査委員をまた別に置くことができるであるとか、あと任期であるとか、そうしたことを書いてございます。

これが実際の体制の話でございまして、別紙2のほうでは、そうした顧問会の顧問になっていただく方の中立性を確保するということについての要件をこの資料で定めておりまして、具体的には、やはり実際の個別の事業にかかわっている方だと中立性は保てないというところがあるかと思しますので、まず、そうした事業について関与されているかどうかというところを自己申告していただくような形で確認することになっております。そして、具体的な事業自体に直接かかわっていない、つまり中立性を確保し得るか、し得な

いかというところの判断基準が、この資料の中では2ページの2.のところに書いておまして、「利益相反に該当しないと判断するための要件」ということで、実際に顧問になれる方々というのは、いろいろなところで御専門の立場から事業に参画されたり、いろいろな意見を述べられたりされているのではないかと思いますのですけれども、ここで①、②、③とありまして、例えばシンポジウムとか、そうしたものへの発表であるとか、あるいは機構であるとか、そうしたことについては、あらかじめ定められた規定に従って行われている扱いへの参加であるとか、あとは、直接個別事業案件に関係しないテーマの研究であるとか、こうした諸々の要求事項がございまして、これらに当たるのであれば中立性は保たれると判断しております。

ただ、仮に①から③に該当しないとしても、それが、直ちに利益相反、中立性が保てないという判断するものではないということで個々に判断をするというところがございます、一つのメルクマールとしてこうしたルールを設けて、環境アセスのほうでの審査顧問会は運営されております。

こうした内容を参考にさせていただきながら、今般の風力発電に関する審査顧問会の扱いを検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○勝呂座長 ありがとうございました。資料の別紙の4というのは、説明は要らないんですか。

○飯田補佐 失礼しました。今、御指摘がございました資料2の最後のページの下半分の参考のところでございます。審査顧問会自体の位置づけにつきまして、平成11年の閣議決定で「審議会等の整理合理化に関する基本的計画」という中で、こうした扱いのものが大きな方針として決められておまして、いわゆる審議会というものではなくて、あくまで行政運営上の意見交換とか、あるいは懇談等の場として性格づけられているということとを留意した上で、公開ですね。審議会等の公開に係る措置に準じるということであるとか、あとは実際の開催あるいは運営の適正を確保した上で、私ども、行政運営上における意見をお伺いする、聴取する場として利用させていただくというのが、まず基本的な考え方ということを前提に、またさらに原則というのがございまして、自由活発な意見聴取を行うために開催の根拠ですね、省令とか訓令とか、そうした法令等々に基づいたものとして、きちっと位置づけたものということで開催するものではないということとか、あと設置というような恒常的に組織されるものという表現は使わないとか、審議会とか協議会といっ

た名称を使わないとか、こうしたことが基本的な指針として決められておりまして、これにも留意しながら、この審査顧問会の位置づけを検討していきたいと思っております。

○勝呂座長 ありがとうございました。そうしたら、一旦打ち切り質疑応答にしたいと思います。

今の配付資料の1と2、それから別紙1、2、3、4でしたか、この資料に関して、何か御質問等があればお願いします。

どうぞ。

○石原委員 これは私からのお願いですが、この回答に関して、少し伺いたいことがあります。要は、さっきの最後の参考のところ、極めて重要な話なんですけど、審査というのは基本的に非公開と私は思っていますが、この顧問会が公開となると技術的に、特に風車の場合は、いろいろ技術的な資料を審査するときに提出する必要がある。したがって、この顧問会の位置づけというのは今の大臣認定、少なくとも、それは公開ではないと私は理解しています。守秘義務もあるし、それに対する突っ込んだ技術的な話をきちんと、事業者というか、実際に提出した方に検討していただき、さらにそれに対して審議するというのは、安全性を担保するという意味では必要な措置と理解していますので、そういう意味では、この部分に関して、どういうふうに理解したらよろしいでしょうか。

○村上電力安全課長 先ほど、閣議決定の中身を御紹介しましたので、原則としては公開ということになっていますから、今、お話の守秘義務といったようなところで、非公開にすることについて、どこまでできるかということについては、これから具体的に考えさせていただきたいと思います。

○石原委員 ありがとうございました。

○勝呂座長 ほかに、よろしいですか。

今、石原委員のほうからは、審査するということに関してありましたけれども、例えば事業者サイドでこういうふうになったときという形で言うと、何か感じるところとか、気づくところがあるとは思われるんですけど。

○坂本委員 例えば性能評価の中で、従前は制度的に資料を提出して専門家の方に御審査いただいている。その中には、私どもがみずから調査をして知り得た情報も当然ございますので、それはある意味、ノウハウもありますので、石原委員がおっしゃるように、事業者の立場で申し上げますと、やはり非公開制度といった現行のルールを踏襲したような形式でやっていただけると非常に助かる、ありがたいとは思っております。

○勝呂座長　　ありがとうございました。そのあたり、公開・非公開というのは、きちっと明確に決めて運営していくというところが大事なかなと思いますので、そのように次の、次になるとは思いますが、顧問会をつくるときに、そのあたりもきちっと選定ルール——選定ルールじゃなくて、上に選定ルールと書いてありますけれども、それ以外に守秘義務等をあわせて考えていっていただきたいと思います。

ほかによろしいですか。

多分、非公開するときとしないときで、皆さんに知ってもらおうという形で、いわゆる底上げするということと言うと、公開をしたほうがいいところと、それから、この事業は、ここをちょっと本当は大事なので出せないんだよというところがあれば非公開にするとか、そのあたりもきちっと見極めないといけないのではないかという気がしますね。

何か、特別なものはありますか。よろしいですか。

そうしたら、次の議題に移ってよろしいですか。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

次は、「各国における風力発電の構造強度等に係る規制について」ということで、事務局から説明をお願いします。

○飯田補佐　　それでは、資料3をごらんいただければと思います。こちらの資料は、昨年12月4日に開催いたしました電力安全小委員会の場で委員の方からちょうだいいたしました意見を踏まえて作成したものでございます。「各国における風力発電の構造強度等に係る規制について」と題しまして、各国、特に欧州、アメリカ、主要な国における規制の概要をざくっと整理させていただいた資料でございまして、まず1. のところでございます、主な規制の概要としまして、大きく2つあるかと思っております。

まず一つ目の丸ですが、各国、これは地方政府も含むんですけれども、風力発電の構造強度等に係る安全性につきましては、いわゆる認証機関、各国の船級協会が認証機関になっておるのですが、そうした認証機関による認証取得というものを法令上義務づけているということで、風力発電の構造強度に係る安全性を確保しているというようなものであるとか、それから、もう一つの丸でありますけれども、風力発電の設置に当たりまして、認証取得の有無にかかわらず建築許認可、土地利用といったものを含めて、そうしたものが必要とされる場合とか、それから第三者、プロフェッショナルエンジニアという有志、内容的には、日本で言うところの建築士に近い方ということで、かなりステータスの高い方々が、その内容を審査して、その審査した結果を行政がきちんと確認している、そうした扱

いのものと、大きく二つの規制があらうかと思っております。

その下の参考ということで、風力発電認証制度を少し記載させていただいておりますが、皆様も十分、御存じだとは思いうのですが、認証制度自体は、I E C 61400 という国際規格に基づきまして風車の設計要件というものが、風条件あるいは地震条件といった外部条件に対する風車の健全性評価が、この規格で規定されておまして、各国はその規格に準拠して国内規格というものを整備している。

こうした規格に基づいて、風車の構造安全性につきましては型式認証といったもので認証機関によって確認されておりますし、支持構造物、基礎を含むものにつきましては、その設置場所の外部条件に対する構造設計等の適合性を評価するプロジェクト認証という型式認証、それからプロジェクト認証という大きく二つの認証があらうかと思いうのですが、そうした形で風車の、あるいは支持物も含めた全体の安全性が確認されているということかなと思っております。

それから、2. として行政機関ということで整理させていただいておりますけれども、まず陸上では、主に州、地方政府が主な規制の担当をしている。それから洋上では、やはり海洋でございますので国、中央政府が窓口となっております、その中でも、国によって違うのですが、おおむねエネルギー担当省庁がその担当をしている。それから、担当機関が複数にまたがる場合は、その申請窓口をエネルギー担当省庁等に一本化しているといった場合があるということかなと思っております。

それから、3. でその他というところがございまして、1. で書いております認証取得を義務づけていなくても、いわゆる事業推進上、ファイナンスサイドであるとか、あるいは保険サイドから認証取得を実績に求められているということで、規制はなくても実際に認証は取っているということであるとか、あるいは事故が起きたときのペナルティなどを鑑みると、そうした規制がなくとも、おのずとそうした扱いの中で安全化が図られているといった考え方の国もございました。

後ろの2ページ目のところでございますが、これは、あくまで例として挙げているものでございまして、ほかにも多くの国があるのですが、ここに挙げさせていただいている国を簡単に御紹介しますと、まずデンマークですね。こちらは、陸上、洋上いずれも国であるエネルギー庁が規制担当をございまして、デンマークにおいては、陸上・洋上ともに風車の型式認証、それからプロジェクト認証といったものが義務づけられていたりとか、あと洋上におきましては、海上利用に係る許認可といったものが、窓口も一

本化されているといったことかと思っております。

それからドイツでございますが、陸上・洋上とも地方行政庁が担当しておりまして、さらに洋上では、いわゆる国の組織、ドイツ連邦海事水路庁、これは日本語での表現は、また少し、いろいろな使い方があるようですけれども、BSHが担当しているということでありまして、陸上におきましては風車の型式認証というものが義務づけられている。それから、地方行政庁に対して建築に係る許認可が必要、洋上につきましては、型式認証、プロジェクト認証、それぞれ取得が必要であるとか、環境影響評価を踏まえた許認可が必要といったことかと思っております。

それからイギリス、こちらも陸上は地方行政庁、洋上は貿易産業省ということでございまして、地方行政庁に対しまして環境影響評価などの同意を得ることが必要であるとか、洋上におきましては海上利用に係る許認可が必要。

それで、こちらにつきましては、特に認証取得が義務づけられているということではなくて、やはりファイナンスとか、そうした金融機関等からの要求によって実質的に認証取得が要求されているのではなかろうかと思っております。

それから、アメリカでございます。地方行政庁が陸上・洋上に関係しておりまして、さらに洋上におきましては内務省、海洋エネルギー管理規制・執行局というところが担当しているということでございます。陸上でございますが、地方行政庁に対して、建築に係る許認可が必要ということでありまして、その際に、申請書類にあらかじめプロフェッショナルエンジニアの署名押印、承認がされたものを要求しているところがございますし、また洋上においても、海上利用に係る許認可が必要ということかなと思っております。

以上でございます。

○勝呂座長 ありがとうございます。今の説明ですけれども、御意見、御質問、それからあと、こういう例があるから追加したほうがいいよとかアドバイスがあればと思いますが、いかがでしょうか。

どうぞ。

○石原委員 1. の中にアスタリスクが三つあります、説明が。認証機関に対する説明と、風車の認証制度を法制化している国のアスタリスク、あと3番目は日本の建築士に相当するという三つの説明がありますが、ちょっとコメントですが、まず1、2はよろしいと思いますが、3番の前に建築許認可、過去、土地利用などが必要とされる場合についてはアスタリスクをつけていただきたい。要はこれが、どちらかというと日本に近い、これ

は日本だけではなくてほかの国も、後ろの中にも書いてあるように、地方の建築確認申請に近いような話ですが、それはきちんと国が関与して——国というか、地方自治体も国でするので、それを関与しているというのはある。それはどういう国かというのを、ぜひ整理していただきたいと思います。

それで、今のアスタリスク3番に関しては、日本の建築士に相当というのは、ちょっと違うというふうに私は理解してまして、かなり、ここは重要な話ですが、プロフェッショナルのエンジニアというのは、これは国にもよるのですが、かなり独立性が高い。会社に属しません。その人のサインは、イコール機関の審査と同等の信頼性を要求する。かなり社会的な地位も高いし、会社に属さないことが一番重要で、独立した人格というか、そういう意味では、日本の建築士に相当するというのは、ちょっと違うのではないかと思います。

○勝呂座長 ありがとうございます。多分、3番の建築士に相当というのは、技術的に建築士に相当するというので、欧米ではインディペンデントエンジニアと称していて、何か、学校を出て何年とか基準があって、日本の技術史かな、あれをとっても共有性がなくて問題になっているというのを、どこかの本で読んだことがありますけれども、そういう面で言うと、ちょっと誤解を招くかもしれないのですが、テクニカルには建築士を取得した人と、ほぼ同等レベルか、それ以上の人が、今、石原委員が言われたインディペンデントエンジニアという形で、いわゆるオーソライズド・インディペンデントエンジニアという形で地方政府なんかに認可されて、その人がサインをしていれば合格という形になるというのは聞いています。その経験はしております。

○石原委員 要は、日本の建築士というのは、サインしたものを審査されたものではないんですね。今言っているインディペンデントのエンジニアというのは、地方政府のかわりにそういう権限を、彼らがサインすれば、それは認める。当然ながら、アメリカとかイギリス、国によって若干違うのですが、国のほうを審査する場合もあれば、地方政府が、そういったエンジニアのサインをもらえば、それは審査したことになるという、要は完全独立制、審査する、あるいは自分で独立して計算する、そういう意味では、ここの認証にかかわる権限というのを、どこでどういう権限で安全性を担保しているかというのは非常に重要な話で、だれが責任を持って、最後、安全性を担保したかというところは明確にしたほうがいいのではないかと思います。

○勝呂座長 ありがとうございます。そのあたり、ちょっと修正をして最終的な報告書

にしたいと思います。よろしくお願いします。

ほかに、例えばこういう例が、日本でもしやろうとすれば、参考になるよというようなところがあったらお願いをしたいと思います。

特に追加で何か、御意見とか御質問とか、よろしいですか。

それでは、次に移りたいと思います。次は資料４－１からになりますけれども、風力発電設備の構造強度ワーキンググループ報告書（案）ということで資料４－１、それから４－２がまとめた資料ということで、これで報告ということにしたいと思いますので説明をお願いします。

○村上電力安全課長 お手元の資料４－１が、ワーキング報告書の案ということの本文といえますか、報告書案になります。これは、既にお読みいただいたと思いますので、むしろ、きょうは資料４－２の概要版のほうでポイントを御説明したいと思っております。

資料４－２でございますが、めくっていただきまして、１から４ページ目までは、既に１、２回の会議の中で御紹介した図等でございますので、ここは、現状こうなっているということで省略させていただきまして、５ページ目から今回の報告書のポイントが書いてあるわけでございます。

それで、５ページ目の上のほうでありますけれども、まず、どういう検討をしたかということを書いてございますが、大事なポイントは、やはり審査を一本化するためには、電気事業法において、建築基準法と同等以上の保安水準が確保できるということが大事なポイントだということで、そういった同等性等の検討に時間を使ったということを書いてございます。

それで、あと注書きの１で、太陽電池発電設備というのが、23年10月から建築基準法の適用除外になりまして、電気事業法に一本化しているということもあわせて書いてございます。

なお書きが真ん中辺にございます。この建築基準法から、こういった審査を電気事業法に取り込むに当たりまして、実施主体は産業保安監督部でございますから、そこでやるときに、以下の方策も考えられるということで、アとイというのが、当初、１、２回のところの議論で出てきたわけでございますが、例えばアとしては、保安水準を低下させないことを前提にして、実は離隔距離という概念を入れて、少し規制のやり方を変えていく方法もあるのではないかとか、それからイに書いてございますように、建築基準法と似たような形で外部の審査機関というものをつくっていくという手もあるのではないかと、こういっ

たこともアイデアとしては提示されたわけでございます。しかし、アの方法、離隔距離を入れてより簡素なものということにつきましては、現行のやり方とかなり変わってしまうということもございまして、それから、詳細にそういった基準をつくることに時間がかかりかかるのではないかとということがございますから、速やかな一本化のためには、現在の建築基準法の構造強度の基準をそのまま取り入れていくことが望ましいということをごをここで書いてございます。

それから、イのほうの外部審査機関の創設でございますけれども、これは、私どもの産業保安監督部のほうで審査ができるということでございますが、件数もそう多いわけではございませんから、新たな審査機関をつくることなく、監督部自身が審査をしていくことができるのではないかとということで議論を進めていったわけでございます。

続きまして、6 ページ目でございます。産業保安監督部の風力担当者というのが、これまでの会議の中で議論になっているわけでございますが、どちらかというと、電気工学でありますとか機械工学といったような専攻の方が多くて、建築・土木というのはやや、どっちかというと少ないかなという中で、ちょうど土木学会の指針、解説というものが、非常によくまとまっていることもございまして、これらについての研修会を実施した結果から見ますと、今後、さらに研修を行ったり、審査マニュアルを充実させるということで、土木学会指針で解説されているような標準的な風力発電設備については、産業保安監督部で審査可能ではないかというのが、この結論でございます。

ただし、洋上で着床式のものといったもの、それから、液状化の恐れがあるなど軟弱地盤に設置されるものなど、ちょっと標準的と言えないものについては、やはり少し高度な専門知識といいますか、審査が必要でございますので、ここについては専門家による審査ということができるような体制というものが要だというのが結論でございます。

それから、「また」のところです。下のほうでございますけれども、建築基準法のいろいろな基準を取り込むに当たって何か支障があるか、特にそごを来す面とか、他の電源とのアンバランスが生じるかといったような観点で検討を行いましたけれども、結論としては、一部、技術的な修正を加える必要はあるものの、実質的に内容は、ほぼそのまま電事法に取り込めるのではないかとというのが結論でございます。

続きまして、7 ページ目でございます。今度は、安全確保の仕組みの同等性の各論でございますけれども、まず規制の対象のカバレッジの問題ですが、これについては、結論としては同等以上というか、電事法のほうがちょっと広いかもしれませんが、同等以上とい

うことができるのではないかということ。

それから、ただし書きに書いてございますように、工事計画届出以降のさまざまな検査等についてもいろいろ考えあわせてみますと、これについて総合的に見たところ、やはり、これもおおむね同等と言えるのではないかというのが結論でございます。

それから、工事が始まって、完了して、供用中の部分についてもおおむね同等ということで、建築を始める前のところ、それから工事、それ以降についても、おおむね同等ではないかというのが結論であります。

それから、8ページ目でございます。構造強度以外の基準についても建築基準法の中に記載がございますので、これらについて、各種、適合性を見ていきましたところ、以下の丸二つについて、ちょっと留意事項はございますけれども、おおむね同等と言えるのではないかというのが結論でございます。以下の留意点というのが、一つは避雷設備の基準でございます。これは、双方に適切に避雷設備を設置することというのを求めているという意味においては、おおむね同等ですが、ちょっと中身のレベルの問題として、どれぐらい違うかと詳細な検討がこれから必要でございます。それを見まして、必要な調整をしたいと考えております。

あと、建築基準法のほうでは、支持物の材料について基準がございますが、今、電事法のほうでございませぬので、こういったものについては同等のものを取り込もうということで考えたいと考えております。

それから8ページの真ん中、風力発電設備が電気工作物でなくなった後の取り扱いについては、先ほど、資料2で御議論いただきましたように、電事法で廃止届が出た後につきましては規制ができなくなるわけでございますけれども、少なくとも発電をやめるということで、工作物でない廃止が出たときには、私どものほうとしては、やはり除却してくださいと、使わなくなったものを、いつまでも置いておくということはやめてくださいという行政指導は行いたいと考えております。

なお、必要に応じまして、建築基準法との連携を図るようにしていきたいと考えております。

それから、9ページ目でございます。これは、実際に審査を一本化したときにどういふふうになるかというフロー図でございますが、上のほうに書いてある標準的な風力の場合は監督部の中で審査が閉じておりまして、原則として30日以内の中で審査をしていくということになろうと思っております。

それから、特殊なものにつきましては、先ほどの議論の中にありましたように、専門的な検討は必要だということで、審査顧問会（仮称）のようなものを開催いたしまして、御意見を賜りながら審査意見をまとめて、それを監督部の審査のほうに返していくという手続にすることを考えております。

ただ、ちょっとここで留意事項は、やはり、どうしてもこういうプロセスになりますと、一カ月で、これをすべてやるというのはなかなか難しい場合もあるということで、非常に特殊なケースでは数カ月かかるということもあろうかなというのが留意点でございます。

それから 10 ページ目でございますが、先ほどの法制面の話でどう取り込むかということでございますが、建築基準法のほうは、この前、前回は御紹介いたしましたとおり、建築基準法施行例、政令であったり、各種告示というところに基準が書いてございますけれども、私どものほうの電事法が、既にこういった技術的なところを省令に書くという形に切りかわっております、これは省令と、さらに、その下に解釈というものをつくっております、この解釈に沿っていれば、基本的には省令を満足するというものを明示しているという体系で今運用しております。

したがって、建築基準法のいろいろな規定について取り込もうとすれば、この省令と解釈のところ、それぞれ取り込んでいくことになると思いますが、大部分は解釈のほうに取り込まれるということだと思っております。

それから、あと私どもの省令の運用で、解釈の中にある方法でつくることというのは可能でございます、安全であればいいということなので。こういった、ちょっと特殊な方法でやりたいことが出たときに、これが本当に安全ですかということについては、やはり外部の専門家の御意見を聞かないと、なかなか審査ができませんので、そういった意味において、審査顧問会でこういった方式ですね。設計方法といいますか、こういったことの議論もしていただくことがあるということがポイントでございます。

それから 11 ページ目、最後のページでございます。今後の課題として、取り込みができるし、一本化をするということでございますが、やはり、まず産業保安監督部の審査マニュアルをきちんとつくっていく、それから研修を行うということ、それから法令ですね。省令と風技の解釈改正を行っていくということ、それから審査顧問会の開催準備を進めていくこと。あと標準と特殊というのが、外から見て、どういったものが特殊というふうに認定されるかということについて、中でもわからなければいけませんし、外部の方もわからないといけませんので、そういった意味で明確にする内規が要るかなということを考え

ております。

それで、今後のスケジュールでございますが、このワーキングが終わった後、3月19日に電力安全小委員会というものを開催する予定でおります。そこに、この報告書案をかけまして、それで結論を得て一本化を進めるということになりますと、夏・秋ぐらいに、こういった法令関係の整備を進めて、秋に研修をし、なお、ちょっと周知期間もいるかと思ひまして、遅くても26年の4月1日から一本化というふうに進めていきたいというのがスケジュールの案でございます。

報告書の中身については、以上でございます。

○勝呂座長 ありがとうございます。事前に送っていただいた風力発電設備の資料4-1の報告書の案と、それから、この案の概要版で、今、説明は概要版でしていただきましたけれども、この二つに関して、何かお気づきの点、それから、こういうところを補強したほうがいいよとか、こういうところは、ちょっと不要なのではないとか、何か、そういう御意見等があったら、ぜひお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

○奥田委員 8ページの工作物でなくなった後の扱いのところで、「安全性確保に問題があると考えられる場合は」というふうに書かれているのですけれども、これは、まずどなたがこういう判断を——電気工作物でなくなった時点で、どなたが判断されるのかということをお教えいただきたいと思ひます。

それで、この行政指導を行うということは、それなりに法的な効力があって、必ず除却しなければならないというふうに、この事業者は、そういうものであると考えていいんですか。

○村上電力安全課長 まずは、誰が廃止と考えるかということですが、これは、私どものほうの電事法の手続で「廃止届出」というものがございまして、これが出てくる部署が、まず最初に本件を知ることになるわけですが、中で連携いたしまして、私どもの監督部、それから本省ですね。両方が廃止ということを知るわけでございますので、その両方で、問題があるかないかということについては考えていくということになります。したがって、誰が問題があるかと考えるかというのは、廃止届出を受けた後、知った我々、それから監督部ということが判断をいたします。

それで、行政指導について拘束力がどこまであるのだということでございますが、行政指導は拘束力はございません。要するに、私どもがお願いをし、要請をしたことについて、

必ずしも事業者さんが従わなければいけない義務はございませんので、ここはお話し合いという形の中で進むというふうに考えております。

○奥田委員 ありがとうございます。そうしますと、逆に、まず安全性の確保に問題がないと判断された場合は、当然、除却しなくて、そのまま放置されるということになるわけですね。その場合は、電気事業法からは離れて全く規制がない状態、それでも建築基準法でまた規制を受ける状態になると、どういう判断になるのでしょうか。

○村上電力安全課長 私どもの理解を申し上げますと、まず電気事業法で規制しているというのは電気工作物である間でございます。それで、電気工作物でなくなると、恐らく建築基準法のほうで適用除外にする際に、電気工作物である風力は除外すると書かれると思われるので、それはそうじゃなくなりますから、そうすると告示から見て、建築基準法の体系のほうで規制がかかってくるというふうになるものと理解しております。

これは、実は先ほど、太陽光発電設備について、23年の秋からそういう運用になっておりますけれども、これも正しく同じでございまして、電気工作物である間は私どものほうの規制がかかりますけれども、なくなった瞬間に建築基準法の規制がかかってくるものと理解をしております。

○奥田委員 そうしたら、もう一つの質問ですけれども、行政指導は、そういう法的拘束力はないということで、設置業者が従わなければ、経産省としては除却してほしいと言っている場合がある。この場合も建築基準法の規制になるということですか。

それは結果的には、経産省としては安全性確保に問題があるという判断をしたのだけでも、設置業者が従わなかったために、結果的に基準法で、いわゆる問題がある、違反をしているような、建築基準法で見ると違反建築物のようなものになる場合もあり得るということでしょうか。そこら辺の整理はいかがでしょうか。

○村上電力安全課長 ちょっと、それは具体的に問題があるというのが、基準違反を生じているということかどうかということですが、電気工作物である間に、もし基準違反があれば、それは私どもの命令が出せますので、是正していただくことになるので、少なくとも電気工作物である間は、私どもが責任を持って基準違反になっていないことを確認しているということになります。

したがって、私どもの規制が建築基準法と同等以上であるとすれば、これは除却されるといえますか、工作物でなくなった瞬間において、建築基準法さんのほうから見ても、必ずしも安全が損なわれるというふうには、瞬間的にはなっていないはずだと思うんですね、

そこは、ということであります。

それで、そういった問題がありそうだとすることがあれば——あればですが、そのときの情報も含めて、建築基準法との連携と書いてございますが、情報提供をさせていただく、こういう風力が廃止になりますよと、それで問題があれば、こういう問題がありますよということは行政間の中で連絡させていただきたいと思っております。

○奥田委員　もう1点、すみません。これは答えにくい質問かもしれないんですけども、問題がないということで、そのまま残った状態というのは、これは基本的にはずっと残していてもいいという、例えば何年以内にどうするとか、そういうことは何も決まらない——一般の工作物と同じように考えるということですね。だから、極端に言うと、そういうすごい大きな工作物が、20年たって供用期間が済んだ段階で問題がないと判断されれば、その後はずっと、そのまま残っていても問題がないというふうに考えているという、そういう整理でいいということですね。

○村上電力安全課長　危険でない限り、基準を満たしている限りにおいてはですね。

○奥田委員　それは、供用期間が済んだ段階でということですか。

○村上電力安全課長　供用期間ではなくて、廃止届が出た後の話として、これは建築基準法さんの判断もあるかもしれませんが、安全である限り、基準を満たしている限りは、恐らく何年お使いになるかというのは、別に定めはないと思いますので、一般論に従うのだと思います。

○石原委員　ちょっと関連するので教えていただきたいのですが、今の話、例えば送電線の鉄塔というのがありまして、そこに全部、電線をはずしまして送電しません。それを、ずっとそのまま置いて問題ないんですか。

要は、これは法律上では、私はよく理解できて、もともと工作物そのものは、建築基準法を見るときは、ちゃんとそれが建築に対して届けを出して審査をして、それを法律上は建築基準法の範疇にあるのですが、送電線の鉄塔というのは、当然ながら、もともと最初から法律、同じような話ですね。建築基準法が適用されて。そういう場合は、ずっと置いていいということになるんですか。

○村上電力安全課長　送電鉄塔の場合は、これは多分、そもそも建築基準法の適用を受けていないので、適用除外になってきているというよりは、電事法で規制をしているというものだと思っております。したがって、この送電線について、線をはずして塔だけ建っているものがあるかということですが、これは実態がございません。必ず除却していただ

いているというのがこれまでの実績だと思いますので、そのまま建っている事例は、恐らくないと思います。

○石原委員 どうもありがとうございます。

○勝呂座長 今の話で、ちょっと私もあれなんですけれども、多分、送電線だと電力会社がちゃんとやってくれているからということだと思うんですね。

それで多分、今一番心配されているのは、私もそうなんですけれども、風力発電をやっていた会社が倒産しちゃったというようなときに、それで発電はやめたから電事法じゃないよと。そうしたら、今度は建築基準法でバックアップしてくださいというときに、建築基準法で見て、これは危ないとなったら建築基準法のほうで、これは危険だから取り壊してくださいということをしてくれるようにお願いするとか、連携をとりましょうというふうに考えてよろしいんですか。

○村上電力安全課長 実態的にはそういうことになりますね。

○石原委員 これは、ある意味では省庁間の話ですから、送電線という、まさしく、そういう電気事業法の中で電力会社がきちんと責任を持つということを多分前提にしている、一方、建築基準法はそうではなくて、民間とか、いろいろな人が参加していて、風車の場合は、かなりそういうケースがあり得るということを、会社がつぶれている例が、既にもうたくさん出ていますし、そういうことのないように、やはり移行するときにきちんと決めた——後でまた、こっちの法律になりますよとなると、ちょっと混乱するような気がする。要は、民間というのは電力会社とかなり体力も違うし、許認可も全然違うので、その辺の部分は、少し心配されているとか、私の理解とか、多分、風力は小さい、現場を見てきた方が、そういう心配があるのではないかと思います。

○勝呂座長 ありがとうございます。

ただ、今のあれだと、例えば風力発電設備だった、それでやめましたと。それでやめたときに、今度は建築基準法の建造物という扱いになって、それで1年たったら少し壊れそうになってきたと、極端な言い方ですけどね。それで、まだ大丈夫だろう。2年目になったら、これは危ないんじゃないのとなったときには、あの建築物は危ないよ、だから、取り壊せというのは、もともと風力発電設備として設備をつくっておったので、建築基準法のほうと連携をして、あそこを取り壊すようにしてくださいみたいな形の連携はとってもらえるということで考えていいんですか。その辺が、少し明確じゃない感じがしたので難しいなと。

○村上電力安全課長　　ちょっと具体的には、まだ細かい手続なんかについては御議論できていないわけでございますけれども、私どもは、少なくともできることは、電気工作物じゃなくなったという廃止届が出てきた段階で知り得ますから、そうしますと、それが出てきて受理してしまいますと先ほどの議論になりますから、この発電所は電気工作物ではなくなりましたよということについては、御当局のほうに連絡をしなければいけないということは、まずあると思うんですね、最低限。

その後、1年後、2年後どうなったかというところについては、私どもは具体的なお話はしておりませんので、ちょっとそこは答え……。

ここは、私ばかりがしゃべっていてもあれでございますので……。

○勝呂座長　　それでは、すみません。

○オブザーバー（前田補佐）　　今の制度上から言うと、やはり基準法がベースになっていて、そこから除かれるということで、そこから除かれることがなくなった瞬間に建築基準法の世界に戻ってくるというのは、制度上としてはそうなっているんですけども、今、ここでごちゃごちゃ書いているのは、要は、ずっと発電はやめて、危なくなりそうだと、ことがわかるのだったら、それは、基本的には行政指導をしっかりとくださいよねと、そういう運用をやるしかないなということだと思います。

一方で、発電が終わった後に、例えば観光用に使うとか、そういうことは当然考えられて、そういったときには基準法の世界に戻ってくるので、それは当然、建築基準法で面倒を見ていかなければいけないとは思っております。

あとは、つぶれた場合というのは、確かに、今後しっかり運用を考えていかなければいかんというぐあいに思っております。

○勝呂座長　　ありがとうございます。基本的に言うと、今の法律上では、風力発電設備がなくなったら電力じゃないんだ、あとは建築基準法でという形にならざるを得ないというのが実情ですね。

○オブザーバー（前田補佐）　　そうなんですけれども、運用上は、いわゆる発電設備として役割を終えるのであれば、それはしっかり行政指導していただきたいというのが建築部局……。

入り口は経産省さん側で見られるけれども、最後、残ったものだけを建築部局が見るというのは、なかなか大変な部分もありまして、そこは、しっかり運用をお願いしたいというのが……。

○勝呂座長 途中で用途が変わるみたいな形になってくるからということなんでしょうけどね。

○オブザーバー（前田補佐） 本当に残す意図があって、観光用に使うとかいうのであったら、それは非常にわかりやすいんですね。ただ、単に用途が、もう役に立ちません、ただ置いておきますということになると、そこは、やはりしっかり指導していただくということ、今のスキームではお願いするしかないのかなと思っております。

○勝呂座長 わかりました。ありがとうございます。

あと、ほかにはないですか。よろしいですか。

○石原委員 今回の資料でよろしいですか。

○勝呂座長 はい。

○石原委員 多分、最後のページになると思います。11 ページになると思いますが、今後のスケジュールと3番目の課題のところを少し質問させていただきたいのですが、このマニュアルの策定、そして、標準的なものとか特殊なものの判断に係る内規の制定に関しては、マニュアルというのは書いてありますが、最後のところが、いつごろそれを実際に予定されているのか。

なぜそういう質問を申し上げたかという、実は今、そのマニュアルの策定と特殊なもの、特殊じゃないものの内規の制定に関しては、実は審査顧問会にもちょっと関係があるような気がする。要は、将来的に審査顧問会のほうでそういった特殊なものを代用するし、審査マニュアルの中に対応できないものは対応しますので、その辺の、審査顧問会の準備がいつごろ完了し、そして、今のこういった策定に対してどういった時点でかわるのかというのは今後のスケジュールの中には書かれていないので、その辺、もしお考えがありましたら教えていただきたいと思います。

○勝呂座長 ありがとうございます。ちょっといいですか。

私が思っていたのは、審査マニュアルというのは現状の、いわゆる審査顧問会の連携、多分、今言われたのは、審査顧問会との連携をきちっととって、審査マニュアルと標準的、特殊なものというのをきちっと決めておいてという形で、こういうものは審査顧問会に出しますよと。それから、ここまでのものについては標準のものだからマニュアルでやりましょうという形を、連携しておかなければいけないというような捉え方をしろという御意見だと思うんですね。

それで、審査マニュアルというのは、そういう面で言うと、例えば逆に言うと、独立し

て、今、例えば土木工学会でもやっていますし、IECの基準もあるし、GLの基準もあるし、NKなんかもそういう基準づくりをやっている中で、ある程度の、いわゆるステートオブアートの形の技術でできるものは、きちっとつくっていきながら、審査顧問会ができたなら、こういう形で進めていくけどという形の連携でいいのではないかなという気がしていたんですけれども、いかがでしょうか、事務局のほうは。

○村上電力安全課長　まず審査顧問会でございますが、今後のスケジュールのところに書かせていただいているとおおり、来年の4月に実際に一本化が始まるとすれば、このあたりに顧問会というのは開催をされることになるということだと思っんですね。そうしますと、準備段階でつくるマニュアルの案とか内規案というものについては、もうちょっと早い時期につくられますから、これについては審査顧問の方々に聞くというよりは、もうちょっと前の段階で専門家の方々に御意見を聞くというふうにするのではないかと考えております。

実は最後に御説明をしようと思っていたのでございますけれども、このワーキングは、きょうで報告書の案を取りまとめますけれども、きょうが最終日ではございませんで、できれば夏・秋に、このいろいろなマニュアル類とか法令・規定等の整備が進んできたところで、また一回開かせていただきまして、このワーキングでいろいろ御意見を賜って、それで準備をしたらいいのではないかなというふうにも考えておりましたので、この会議はそうのように進めさせていただきたいと思っております。

○勝呂座長　ありがとうございます。今の話でよろしいですか。

○石原委員　どうもありがとうございます。

○勝呂座長　ほかに、よろしいですか。

どうぞ。

○坂本委員　1点だけ、お願いみたいな意見ですが、来年の平成26年4月以降に電事法への審査一本化が施行されて、そのワーキングあるいは親委員会で決まった方法論に基づいて実際に審査というものがなされると思うのですが、恐らく、いろいろ問題点も出てくるのだらうなと思っております。

したがって、でき得るならば、いわゆる、例えば3年でも何でもいいんですが、定期的に方法論の検証をするようなステージを設けていただきたいということとあわせて、これは非常に事業者の勝手なお願いでもあるのですが、今回のワーキングの中では、当然、議論の対象となっておりますが、一つ問題提起とされていた、いわゆる公衆災害がどうも

なさそうだなといったようなエリアの扱いについても、今後、定期的な見直しの中で方法論等を含めて御議論いただきたいということがお願いであります。

以上です。

○勝呂座長　ありがとうございます。当然といえば当然なあれだと思いますけれども、なるべく従来の方法から、今度移行して、ステップがつかないように、スムーズに軟着陸できるようにというのを基本では考えているというのは、内部的には考えていたのですけれども、そういうことで進めていきたいと思いますが、今の意見を踏まえて進めていきたいというふうには考えます。いかがですか。

○村上電力安全課長　審査上のさまざまな問題点は、恐らく出てくると思うのですけれども、それは審査会ができた後につきましては、個別案件の審査のほかに、そういった審査上の改正、やり方の見直しというのは審査会のほうで議論していただくということで、随時直していけると思っております。

ただ、公衆災害の観点で関係なさそうな部分を、何か、いろいろ緩和するという話になりますと、これは規制制度、規制のレベルの問題になっておりますので、むしろ審査顧問会というよりは、どちらかという、電力安全小委員会のような審議会のほうで議論していただくほうが適切かと思っております。

○勝呂座長　ありがとうございます。よろしいですか。

○坂本委員　はい。

○勝呂座長　ほかに御意見ないですか。

よろしいでしょうか。

よければ、あとは多分、そういうものの修正等を含めて、多少また変更があると思いますけれども、それでは、あと今後のスケジュール等について事務局のほうから、事務連絡を含めて御説明をお願いします。

○村上電力安全課長　それでは、今後のスケジュールでございます。きょう、いろいろ御意見をいただきました点について、少し資料の修正等はしてまいります。報告書の案自体の文言で大きく変わったというものはないということでございます。基本的には、この報告書の案について、3月19日に開かれます電力安全小委員会のほうに、これでお諮りをしまして、この審議結果によって、さらにどう進めていくかというふうに進めさせていただきたいと思っております。

それで、3月19日の電力安全小委員会につきましては勝呂座長に御出席を賜って、この

ワーキングの審議の過程、それから内容を御説明いただく予定にしております。

○勝呂座長　それでは、今の本日の意見に対する修正と、その確認等を、座長であります私に一任をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、なければ次をお願いいたします。

○村上電力安全課長　さらに今後のスケジュールでございます。先ほど、石原先生の御質問の中で、期せずしてお答えしてしまったのでございますが、このワーキングの今後のことでございますけれども、先ほど申し上げましたように、これから3月19日の小委員会の結論を経て一本化するということで動き出した場合につきましては、夏・秋に関係省令、解釈基準ですね。それからマニュアル等々、こういったものがどんどんできてまいりますので、こういった案について、このワーキンググループで御意見をいただくというようなことも考えておりまして、そういった意味で、また御連絡をとらせていただきまして開催ということもございますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

○勝呂座長　そうしたら、今説明がありましたけれども、電力安全小委員会での審議があつて、そのときに、小さな修正は問題ないんでしょうけれども、大きな修正等があったら事務局から各委員に連絡するというところで進めたい。それからあと、今言いましたけれども、小さいときは座長に一任をさせていただきたいということで進めていきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

○勝呂座長　それでは、異義がなければ、報告書が固まったら、事務局から各委員のほうに送付させていただくということで進めていきたいと思いますので、よろしくお願いします。

○中村審議官　それでは、最後に一言、御礼を申し上げたいと思います。

この課題については、去年の4月ですけれども、閣議決定された案件でございまして、我々にとっても非常に重要な課題でありまして、また重たい課題でありましたけれども、きょうは、こういう形で一定の方向性を出していただいて取りまとめをしていただきまして、本当にありがとうございます。とりわけ、座長である勝呂先生、それから委員の皆様方には、終始、熱心な御議論をいただきまして本当にありがとうございます。また、とりわけ石原先生におかれましては、研修監督部の職員たちに研修をやっていただきまして、本当にありがとうございました。また、国交省の前田さんを初めとして関係の皆様には、議論の過程におきまして、いろいろと御協力をいただきまして、また引き続き、よろしく

運用に当たっての御協力をお願いしたいと思います。

先ほど、村上課長のほうからございましたように、一応、こういう方向でこういう制度を組み立てていくという形でお話がありまして、その中で、いろいろと運用していくに当たってのいろいろな課題も、また出てくるかと思しますので、したがって、そういった課題につきまして個別に、あるいはこのワーキンググループのほうで御議論願うこともあろうかと思しますので、またその際には、ぜひよろしくお願いを申し上げたいと思います。本当にありがとうございました。

○勝呂座長　それでは、どうもきょうはありがとうございました。皆さんの活発な御議論と意見をいただきまして、本日の会議をこれで終了ということにしたいと思います。どうもありがとうございました。

——了——